

公益財団法人 起業家支援財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人起業家支援財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、起業家経済から起業家社会へとと言われるように、起業家の活動が経済のみならず社会にも大きな活力と変革を促す力となることから、起業家精神にあふれ、かつコンプライアンスを遵守する人材を育成し、次々と社会に数多くの起業家の輩出をはかり、もって神奈川県の経済社会のさらなる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 将来、事業を起こすことを目標としている大学生、大学院生、高等専門学校生、専修学校生及び各種学校生に対する奨学金の給付並びに起業及び経営に関する指導等
- (2) 新規創業及び第二創業に挑戦する起業家、若手経営者や次代の経営を担う経営幹部等を対象としたセミナーの企画及び開催並びに起業及び経営に関するコンサルティング業務
- (3) アントレプレナー教育の実施及び受託
- (4) 優れた起業家の顕彰
- (5) アントレプレナー教育、起業家等に関する調査、研究
- (6) その他公益目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分、又は担保に提供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 この法人の基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

2 ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において議決に加わることのできる理事現在数の3分の2以上の議決を経て、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会においてこれを議決し、評議員会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度ごとに理事長が次の書類（以下、決算書類等という）を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類については、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書及び貸借対照表の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の決算書類等については、毎事業年度の終了後3カ月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事現在数の3分の2以上の議決、及び

評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決により承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 第8条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において議決に加わることのできる理事現在数の3分の2以上の議決、及び評議員会において評議員現在数の3分の2以上の議決により承認を得なければならない。

2 この法人が、重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める経理規程による。

第3章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員10人以上16人以内を置く。

2 評議員のうち1名を、評議員会会長とする。

(評議員の選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の議決により行う。

2 評議員のうちには、役員 of いずれか1人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員 of いずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出るものとする。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期終了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の議決に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。

- 2 ただし、特別な職務執行の対価として、報酬を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。
- 3 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前2項、3項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 役員の報酬並びに費用の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
 - (6) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認
 - (7) 評議員の選任及び解任
 - (8) 評議員会会長の選任
 - (9) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
 - (11) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (12) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (13) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項に基づき、招集の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員会は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

て、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

2 ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた方法により招集するときは、この限りでない。

3 前各項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

2 議長は、評議員会の議事を整理するとともに、第16条第1項の役員等候補選出委員会の委員長となる。

3 評議員会会長が評議員会に欠席するときは、出席評議員の中から議長を互選する。

(定足数及び議決)

第25条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する下記の事項及びこの定款に特に規定するものは、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬並びに費用に関する規程

(5) 事業全部の譲渡

(6) 解散後の継続事業

(7) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他法令で定められた事項

4 前第2項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

5 議決すべき事項につき、特別の利害関係を有する評議員は、当該事項については議決に加わることはできない。

(議決の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、そ

の提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が、評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第5章 役員及び職員

(役員の種類)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上8人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とする。
 - 3 理事のうち、必要に応じて、1人を副理事長とすることができる。副理事長は、専務理事を兼ねることができる。
 - 4 前第2項の理事長をもって、「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、副理事長、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の議決により選任する。
2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により選任する。
3 理事及び監事は、これを兼ねることができない。
4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
5 監事には、この法人の理事（理事の親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（理事の親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びに職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
3 副理事長は、理事長を補佐して、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
4 専務理事は、副理事長を置く場合にあつては、理事長、副理事長を補佐して、この法人の業務を執

行する。理事長、副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。副理事長を置かない場合にあつては、理事長を補佐して、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 前項の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集することができる。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第29条第1項で定めた役員の定員に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第34条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。

- 2 ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前第2項、第3項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員の報酬並

びに費用に関する規程による。

第6章 理事会

(構成及び職務)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選任及び解任

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会は、年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時理事会は、年1回は、毎事業年度開始前に開催するものとし、その他次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第32条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする臨時理事会を招集しなければな

らない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ、会議を開会することができない。

(議決)

- 第41条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる出席理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合においては、議長は、理事として議決に加わることができない。

(議決の省略)

第42条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が意見を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第43条 理事又は監事が、理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録署名人は、議長、出席した理事のうちから指名された1名、及び出席した監事はこれに記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

- 第45条 理事長は、この法人の事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めたときは、理事会に提案し、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 奨学生選考委員会

(奨学生選考委員会)

第46条 この法人に、第4条第1号に規定する奨学金の給付の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

(委員)

第47条 奨学生選考委員会は、3人以上5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 委員のうちには、この法人の役員又は評議員が2人を超えて含まれることになってはならない。
- 4 第30条第4項の規定（役員の選任の要件）は、委員の構成に準用する。この場合において、同項中「理事」とあるのは「委員」と読み替える。

第9章 事務局等

(事務局等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は専務理事が起案し、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決に基づき、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 この法人の事務所には、常に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告及び収支決算書等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第50条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は法人を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員現在数の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第4条(事業)、第12条(長期借入金)、第16条(評議員の選任等)、第54条(公益目的取得財産残額の贈与)、及び第55条(残余財産の帰属)の規定について変更する場合は、議決に加わることのできる評議員現在数の4分の3以上の承認を必要とする。

(合併等)

第52条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員現在数の4分の3以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事全部の廃止をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第54条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1カ月以内に、評議員会の議決により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の議決により、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 雑則

(株主権の行使)

第59条 基本財産に組み入れられた株式について、その発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、次に掲げる事項を除き、理事会において、理事現在数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(1) 配当の受領

(2) 無償新株式の受領

(3) 株主割当増資への応募

(4) 株主あて配付書類の受領

(奨学金給付規程)

第60条 この法人は、第4条第1号に規定する奨学金の給付を行うため、奨学金給付規程を定めなければならない。

2 奨学金給付規程は、理事会及び評議員会の議決を経なければ、変更することができない。

(補則)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益認定後の最初の代表理事及び執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事(理事長) 松井 利夫

執行理事(副理事長兼専務理事) 小林 孝雄

別表 基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・種別
投資有価証券	株式会社アルプス技研 株券 340,000株 神奈川県債 19,994,000円
普通預金	30,006,000円